

写

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和3年12月16日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男

岡山県市町村総合事務組合条例第3号

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例

第7条第15号の次に次の1号を加える。

(15)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる
場合、一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精である場合にあっては、
10日）をこえない範囲内でその都度必要と認める日又は時間

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

岡山県市町村総合事務組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 特別休暇は、次に掲げる基準に従い、管理者が承認を与えた場合とする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(15)の2 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、一の年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精である場合にあっては、10日）をこえない範囲内でその都度必要と認め る日又は時間</p> <p>(16)～(20) 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第7条 特別休暇は、次に掲げる基準に従い、管理者が承認を与えた場合とする。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16)～(20) 略</p>